

鹿児島市合宿及び大会誘致推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における合宿並びにスポーツ及び文化等の各種大会（以下「大会」という。）の誘致を図り、もって本市の経済振興に資することを目的とし、本市で合宿を実施又は本市で開催される大会に参加する県外の団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、県外にある大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定するものをいう。）の学生で構成される運動系及び文化系の団体とする。

(合宿を実施する団体への補助金の交付要件)

第3条 合宿を実施する団体への補助金の交付要件は、次に掲げる要件の全てを満たすもののうち、市長が適当と認めたものとする。

- (1) 市内の施設を利用して練習し、かつ、市内に宿泊するものであること。
- (2) 宿泊日数が連続2日間以上で、かつ、延べ宿泊数が50泊以上のものであること。
- (3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る施設（次に掲げる施設を除く。）に宿泊するものであること。

ア 教育施設に付随する宿所

イ キャンプ場

ウ その他補助金の趣旨に合致しないと認められる施設

- (4) 各種会議等への参加を目的とするものでないこと。
- (5) 営利を目的とするものでないこと。
- (6) 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。
- (7) 公序良俗に反しないものであること。

(大会に参加する団体への補助金の交付要件)

第4条 大会に参加する団体への補助金の交付要件は、次に掲げる要件の全てを満たすもののうち、市長が適当と認めたものとする。

- (1) 市内の施設で開催される大学生を対象とした大会（開催地が持ち回りで、本市で開催される大会を除く。）に参加し、かつ、市内に宿泊するものであること。
- (2) 前条第2号から第7号の要件を全て満たすものであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、延べ宿泊数に1,000円を乗じて得た額とし、同一年度で1団体につき50万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の規定により、補助金の交付申請をしようとする者は、申請に係る書類を合宿の開始又は大会が開催される日の前日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定により、補助事業の実績報告をしようとする者は、報告に係る書類を合宿又は大会が終了した日から15日以内に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第8条 規則第14条第3号に規定する書類は、宿泊者数証明書(別記様式)とする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。